

銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を改正する件の概要

金融商品取引法等の一部を改正する法律」における銀行法（昭和56年法律第59号）の一部改正及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」を踏まえ、所要の規定の整備を行う。